

上場株式等の所得に関する申告について

源泉徴収ありを選択した特定口座内の上場株式等の譲渡所得や、住民税が徴収されている上場株式等の配当所得等について、令和3年度の納税通知書が送達される日までに、「市・県民税の申告書および上場株式等の所得に関する申告書」を提出することで、課税方法の選択をすることができます。

1. 手続きに必要な添付書類（すべて写し提出のこと）

※この資料で上場株式等の所得かどうかの判断をするため、内容確認のため後日提出を求めた上で受付する場合があります。

| | |
|---|--|
| ア | 確定申告の控え一式 |
| イ | 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書、特定口座の年間取引報告書など、源泉口座ごとの内訳が分かる書類（特定口座の場合、取引の履歴は不要） 所得の内訳書や配当等の支払通知書など配当の内容がわかる書類 |
| ウ | 税理士の方等が提出される場合は代理権のあることが分かるもの（税務署に提出する様式でも可） |
| エ | 市・県民税の申告書および上場株式等の所得に関する申告書 |

2. 注意事項

- 申告不要制度を選択する場合は、非課税かどうかの判断や、後期高齢者医療費制度、国民健康保険税、介護保険制度等の算定の対象となる所得には含まれません。総合課税や申告分離を選択した場合、これらに影響が出る場合がありますのでご注意ください。
- 選択可能となる所得は、ア 配当等の支払い時に、個人住民税（市・県民税）が「配当割額」として特別徴収されている上場株式等の配当所得等（いわゆる特定配当等）、および イ 個人住民税（市・県民税）が「株式等譲渡所得割額」として特別徴収されることとなっている“源泉徴収ありの特定口座内で取

引される” 上場株式等の譲渡所得等（いわゆる特定株式等譲渡所得金額）に限ります。

- 上場株式等の配当等のうち ① 配当所得に該当するものは、特定口座内のものは口座ごと、その他のものは1回に支払いを受ける配当ごとに申告不要制度を選ぶことができます。ただし、申告する場合には ① 配当所得のうちすべてについて総合課税と申告分離課税のいずれかを選択する必要があります。
- 同一の源泉徴収口座内の上場株式等に係る配当所得等と譲渡株式等の譲渡損失はその口座内で損益通算されています。そのため、源泉徴収を選択した特定口座内の上場株式等に係る譲渡損失に対して申告分離課税を選択した場合は、その源泉徴収口座に受け入れた上場株式等の配当所得等すべてを申告する必要があるため、同じ口座内の所得のうち一部だけ申告不要の選択をすることはできませんのでご注意ください。
- 繰越額は市・県民税で申告した内容に応じて計算されますので、所得税の確定申告で申告された繰越額とは異なる場合があります。
- 下記の表のとおり、上場株式等の配当等のうち ② 利子所得に該当するものは、総合課税を選択することはできないため、申告書の第1表には総合課税を選択する配当所得のみ記入してください。

| 所得の種類 | 選択できる課税方式 | | |
|-----------------------------------|-----------|--------|------------------------------|
| ① 配当所得 | 総合課税 | 申告分離課税 | 申告不要制度 (住民税が5%で特別徴収されて完了) |
| ② 利子所得 (源泉徴収ありの特定口座内のもの) | / | | |
| ③ 上場株式等の譲渡所得 (源泉徴収ありの特定口座内のもの) | | | |